

## 第2章 通 則

### 第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、表1-3を参考とすること。

#### 1 共通事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて用途を判定すること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属性に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うこと。
- (2) 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属性的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものとする。
  - ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の区分に応じ、表1-2の(イ)欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）に機能的従属性していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）で、次の(ア)から(ウ)全てに該当するもの。
    - (ア) 当該従属性的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。
    - (イ) 当該従属性的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
    - (ウ) 当該従属性的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。
  - イ 主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共に用いられる廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じて按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）
    - (3) 個人の住宅の用に供されるもので、寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のもの（以下「一

般住宅」という。) の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うこと。(表1-1参照)

- ア 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が $50\text{ m}^2$ 以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当すること。
- イ 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が $50\text{ m}^2$ を超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当すること。
- ウ 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当すること。

表1-1

例 示	判 定 条 件	項
一般住宅 令別表 対象物	一般住宅>令別表対象物 ( $50\text{ m}^2$ 以下)	一般住宅
一般 住宅 令別表 対象物	一般住宅<令別表対象物	令別表対象物
一般住宅 令別表 対象物	一般住宅>令別表対象物 ( $50\text{ m}^2$ を超える)	複合用途防火対象物
一般住宅 令別表 対象物	一般住宅=令別表対象物	複合用途防火対象物

- (4) 令別表対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定すること。
- 同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うこと。
- (5) 一の防火対象物に、同一項のイ、ロ、ハ又はニの同一号に異なる詳細分類(令別表第1(6)項イの(1)から(4)並びに(6)項ロ及びハの(1)から(5)のことをいう。)が混在する場合は、「2以上の用途」とはならず、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。
- (6) 昼または夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決

定すること。

- (7) 法第10条で定める製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (8) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、令第8条に定める区画の有無を考慮しないこと。

## 2 項ごとの適用事項

### 複合用途防火対象物の取扱い

- (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うこと（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が存するものは除く。）。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備の設置にあたって（令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。）、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。
  - ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。
  - イ 特定用途部分の床面積の合計が、300m<sup>2</sup>未満であること。
- (2) 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごと用途判定すること。
- (3) 重要文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。以下同じ。）として指定又は認定された建造物の取り扱いは次によること。
  - ア 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。（図1-1参照）

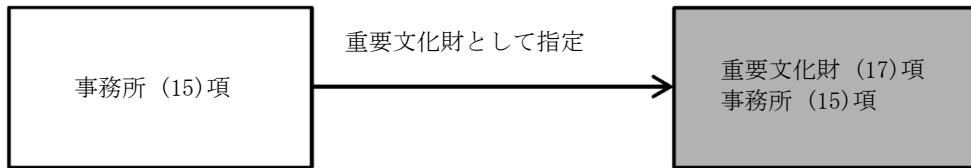


図1-1

イ 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された部分は(17)項の防火対象物である他、(1)項から(16)項までの防火対象物又はその部分であること。従って、防火対象物全体は(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物である他、(17)項の部分を含む複合用途対象物として取り扱うこと。(図1-2参照)

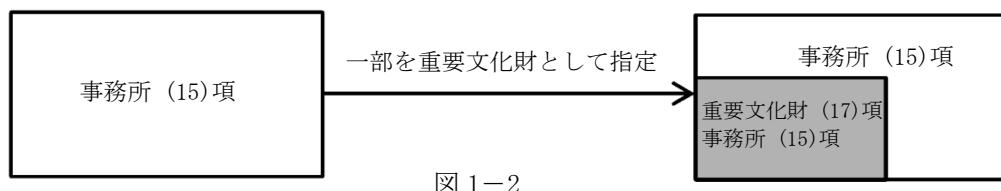


図1-2

表1-2

区分	(イ)主たる用途部分	(ロ)従属的用途部分
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具、小道具室、衣裳部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室
(2)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場
(2)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場
(2)項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(3)項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(3)項ロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(4)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理

区分	(イ)主たる用途部分	(ロ)従属的用途部分
(5)項イ		容室
(5)項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(6)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
(6)項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店、 <u>専用駐車場</u>
(6)項ハ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館	食堂、 <u>専用駐車場</u>
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店
(8)項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店、 <u>専用駐車場</u>
(9)項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
(9)項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	<u>専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）</u>
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
(12)項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転	売店、食堂

区分	(イ)主たる用途部分	(ロ)従属的用途部分
(13)項イ	手控室	
(13)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(15)項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室、物品庫

(注) 下線のあるものは、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱について（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号）」の別表に記載のない項目を示す。

表1-3

項	定義	用途例	補足事項
(1)項イ	<p>1 (1)項イは、客席を設けて、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見世物を公衆に見せ、又は聞かせる施設であり、一般に興行場と言われているものである。</p> <p>2 「劇場」とは、主として演劇、舞踊、音楽等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものをいう。</p> <p>3 「映画館」とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものをいう。</p> <p>4 「演芸場」とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観覧する目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものをいう。</p> <p>5 「観覧場」とは、スポーツ、見世物等を観覧する目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものをいう。</p>	野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場で客席を有する各種競技施設、寄席、サーカス小屋、ストリップ劇場	
(1)項ロ	<p>1 (1)項ロは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものである。</p> <p>2 「公会堂」とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、通常国又は地方公共団体の管理に属するものをいう。</p> <p>3 「集会場」とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。</p>	市民会館、福祉会館、貸ホール、葬儀場	
(2)項イ	<p>1 (2)項イは、主として洋式の客席を設けて、客席において接待をし、又は客にダンスをさせる設備を有するものである。</p> <p>2 「キャバレー」とは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 「カフェー」とは、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>4 「ナイトクラブ」とは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>5 「その他これらに類するもの」とは、クラブ、バー、サロン等、キャバレー、カフェー又はナイトクラブと異なる名称を冠してはいるが、その営業の実態においてこ</p>	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ	<p>1 カウンター越しの接待は含まない。</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供される防火対象物である</p>

項目	定義	用途例	補足事項
(2)項イ	これらと同様に扱うべき施設をいう。		って、現実にその許可を受けているかどうかは問わない。
(2)項ロ	1 (2)項ロは、設備を設けて、不特定多数の客に遊技又はダンスをさせる施設である。 2 「遊技場」とは、設備を設けて、多数の客に囲碁、将棋、マージャン、ビリヤード、パチンコ、ボーリングその他の遊技をさせる施設をいう。 3 「ダンスホール」とは、設備を設けて、客にダンスをさせる施設をいう。	屋内アイススケート場や屋内ローラースケート場で客席を有しないもの、ダンス教習場、パチンコ店、ゲームセンター	日本舞踊又はバレエ教習場は含まない。
(2)項ハ	1 風営法第2条第5項に規定されている性風俗関連特殊営業等を営む店舗及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものである。 2 風営法における「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型形態を有する性風俗関連特殊営業をいい、店舗形態を有しないものは含まれない。 3 その他これらに類するものとして規則第5条第1項に定める次のもの。 (1) もっぱら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、異性を紹介する営業を営む店舗で、その一方の者からの情報通信に関連する機器による交際の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの(その方が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、風営法第2条第9項に規定する営業を営むものを除く。) (2) 個室を設け、当該個室において客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む店舗(風営法第2条第6項第2号に規定する営業を営むものを除く。)	ファッショナーマッサージ、ファッショナルヘルス、イメージクラブ、性感マッサージ、SMクラブ、ヌードスタジオ、のぞき劇場、出会い系喫茶	1 (1)項イ、(2)項二、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものは除かれる。 2 本項に該当するための要件は、あくまで営業形態であり、必ずしも営業所を管轄する公安委員会への届出を要件とするものではない。 3 ストリップ劇場は(1)項イとして取り扱う。
(2)項ニ	1 (2)項ニは、遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する店舗である。 2 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で規則第5条第2項に定める次のもの。 (1) 個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 (2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 (3) 風営法第2条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。)	カラオケボックス、個室ビデオ、漫画喫茶、複合カフェ、テレフォンクラブ	1 本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含む。 2 本項は、一の防火対象物に複数の個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。
(3)項イ	1 (3)項イは、(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式のものをいう。 2 「待合」とは、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。 3 「料理店」とは、飲食物を提供するとともに、客を接待するための従業員を有する施設である。 4 「その他これらに類するもの」とは、地方的慣習等により料亭、茶屋、貸席等の名称を冠してはいるが、その	料亭、茶屋、割烹、(料理店に該当するもの)、貸席	

項目	定義	用途例	補足事項
(3)項目	実態において待合や料理店と同様に扱うべきものを指す。		
(3)項目	「飲食店」とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいう。	喫茶店、食堂、レストラン、そば屋、すし屋、スナック、居酒屋、ビヤホール、スタンドバー、ライブハウス	1 和式、洋式の別を問わないが、客の遊興又は従業員の接待を伴わない点で(2)項目又は(3)項目に掲げる防火対象物と異なる。 2 セルフサービス式の食堂等を含む。 3 食品衛生法(昭和23年法律第233号)第52条の営業許可を受けているかどうかは問わない。 4 ライブハウスとは、客席(全ての席を立ち見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4)項目	1 (4)項は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場をいう。 2 「展示場」とは、物品を陳列して不特定多数の者に展示する用途に供される防火対象物をいい、見本市、博覧会のパビリオン等をいう。	スーパーストア、魚屋、肉屋、パン屋、家具屋、本屋、電気量販店、ホームセンター、100円ショップ、リサイクルショップ、薬局、調剤薬局、卸売専用問屋、ガソリンスタンド、自動車展示場(販売品の受渡し行為があるもの)	1 店頭で直接販売品の受渡し行為がない店舗は含まない。 2 卸売市場(鮮魚及び青果物卸)は、(15)項として取り扱う。
(5)項目	1 (5)項目は、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設である。 2 「旅館」とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備の主たる部分が和式のものをいう。 3 「ホテル」とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備の主たる部分が洋式のものをいう。 4 「宿泊所」とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備が主として宿泊する場所を多人数で共用するように設けられているものをいう。 5 「その他これらに類するもの」とは、次に掲げる条件を勘案すること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設に居ること。	ビジネスホテル、カプセルホテル、山小屋、海の家、ユースホステル、青年の家、モーテル、民宿、保養所、ロッジ、コテージ、ウィークリーマンション(旅館業法の適用があるもの)	1 「宿泊」が可能な施設であっても、宿坊のような宗教系の合宿所は、(5)項目の対象外とする。 2 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に基づく届出住宅については、(5)項目として取り扱う。ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在となる届出住宅で宿泊室の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以下となるときは住宅又は(5)項目として取り扱う。

項目	定義	用途例	補足事項
(5) 項口	(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。		扱う。
(5) 項口	1 (5)項口は、集団居住のため又は居住性の宿泊のための施設である。 2 「寄宿舎」とは、官公庁、会社、学校等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設で、有料無料を問わない。 3 「下宿」とは、一ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる施設をいう。 4 「共同住宅」とは、住居として用いられる独立した戸を単位として構成される集合住宅のうち、居住者が出入り、廊下、階段室、エレベーター室、屋上等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	マンション、アパート、公営住宅、寮、ウイークリーマンション（週単位契約で宿泊させるもの）、防衛大학교や自衛隊駐屯地の同一敷地内にある独立棟の宿舎	1 「下宿」については、業として行われるものに限られ、いわゆる素人下宿でその実態が個人住宅と同様であると認められるものは含まれない。 2 「共同住宅」について、台所、便所、浴室等が各戸ごとに存在することは要件ではない。また分譲、賃貸の別を問わない。 3 長屋等、出入り、廊下、階段等を共用しない集合住宅は、共同住宅には該当しない。
(6) 項イ	1 病院、診療所及び助産所等の医療施設で、次に掲げる防火対象物である。 (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） ア 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）アにおいて同じ。）を有すること。 イ 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 ア 診療科名中に特定診療科名を有すること。 イ 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 2 「病院」とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所のうち、患者20人以上の収容施設を有するものという。 3 「診療所」とは、病院と同様の場所であるが、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。 4 「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所であって、助産所は、妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の収容施設を有しないものをいう。 5 (6)項イ(1)の総務省令で定める病院は、次のいずれにも該当する体制を有する病院とする。（規則第5条第3項）	病院、診療所、助産所、産後ケア施設、人間ドックとして使用する施設	1 (6)項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」については次の(1)から(4)による。 (1) 規則第5条第3項に規定する「体制」とは、同項第1号による職員の総数の要件及び第2号による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制をいう。 (例) 病床数60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制をいう。 (2) 規則第5条第3項第1号に規定する「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない

項目	定義	用途例	補足事項
(6) 項イ	<p>(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿直勤務を行わせる者を除く。)の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>6 1 (1)アの総務省令で定める診療科名は、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものとする。(規則第5条第4項)</p> <p>(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科</p> <p>(2) (1)に掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称</p> <p>(3) 歯科</p> <p>(4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称</p> <p>7 医療法施行令第3条の2に規定する診療科名は、次のとおり。</p> <p>(1) 医業については、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 内科</p> <p>イ 外科</p> <p>ウ 内科又は外科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称(医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)</p> <p>(ア) 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であって、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(イ) 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であって、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(ウ) 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(エ) 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であって、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>エ (ア)から(ウ)までに掲げる診療科名のほか、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診</p>		<p>い時間帯に勤務している職員(宿直勤務者を含む。)の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。</p> <p>(3) 規則第5条第3項第1号及び第2号に規定する「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいう。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りではないこと。</p> <p>(4) 規則第5条第3項第1号に規定する「病床数」とは、医療法第7条に規定する病床数(以下「許可病床数」という。)をいう。</p> <p>(5) 規則第5条第3項第2号に規定する「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮</p>

項目	定義	用途例	補足事項
(6) 項イ	<p>断科、臨床検査科又は救急科            (イ) (ア)に掲げる診療科名とウ(ア)から(イ)までに定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称(医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)            (2) 歯科医業については、次に掲げるものをいう。            ア 歯科            イ 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称(歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)            (ア) 小児又は患者の年齢を示す名称であって、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの            (イ) 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの            8 「特定診療科名」とは、内科、整形外科、リハビリテーション科、その他医療法施行令第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。(規則第5条第4項)            (1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科            (2) 前号に掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称            (3) 歯科            (4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称            9 「医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項」は、前記7(1)ウ(ア)から(イ)をいう。            10 「医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項」は、前記7(2)イ(ア)及び(イ)をいう。            11 医療法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第36号。以下「改正令」という。)による改正前の医療法施行令第3条の2に規定されていた診療科名のうち、改正令による改正後の医療法施行令第3条の2に規定されていない診療科名は、皮膚泌尿器科及び肛門科を除き、特定診療科名とみなす。</p>		眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいう。 2 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱う。 3 (6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいう。ただし、許可病床数が4以上であっても、一日平均入院患者数(1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。以下同じ。)が1未満のものにあっては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。 4 特定診療科名に該当するか否かの判断は、標榜している診療科名のうち麻醉科以外の診療科名により行うこと。 5 自衛隊駐屯地や刑務所内の診療棟については、入院施設のある場合は(6)項イ、入院施設がない場合は(15)項として取り扱う。
(6) 項ロ	1 (6)項ロは、老人、児童等の福祉援護施設のうち、主として自力避難困難な者が入所する施設である。なお、入所及び入院とは、当該施設内で就寝する、泊りの施設である。 2 「老人短期入所施設」とは、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法第7条第1項に規定する	1 (6)項ロ(1)の「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、介護保険法第7条第1項に定める要介護

項目	定義	用途例	補足事項
(6) 項口	<p>難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。本項では、避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。(参照:老人福祉法第20条の3)</p> <p>3 「養護老人ホーム」とは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。本項では、避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。(参照:老人福祉法第20条の4)</p> <p>4 「特別養護老人ホーム」とは、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。本項では、避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。(参照:老人福祉法第20条の5)</p> <p>5 「有料老人ホーム」とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。本項では、避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。(参照:老人福祉法第29条参照)</p> <p>6 「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。本項では、避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。(参照:介護保険法第8条第25項参照)</p> <p>7 老人福祉法第5条の2第4項に規定する「老人短期入所事業」を行う施設とは、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた者を特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所させ、養護する事業を行う施設をいう。本項では、避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。</p> <p>8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」を行う施設とは、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものに対し、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、これらの者の選択に基づき、これらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。本項では、避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。</p> <p>9 老人福祉法第5条の2第6項に規定する「認知症対応型老人共同生活援助事業」を行う施設とは、認知症のために日常生活を営むのに支障のある者が、やむを得ない事由により老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行う施設をいう。</p> <p>10 「救護施設」とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p>	<p>要介護状態区分が避難困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第5条第8項に規定</p>	<p>状態区分が3以上の者(以下「避難が困難な要介護者」という。)の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断する。</p> <p>2 (6) 項口(1)の「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、次のア又はイの条件に該当することを目安として判断する。</p> <p>(1) 実態として複数の要介護者を隨時もしくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。</p> <p>(2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。</p> <p>3 (6) 項口(1)の「総務省令で定めるもの」とは、次のア又はイに掲げるものとする。(規則第5条第6項)</p> <p>(1) (6) 項口(1)に規定する避難が困難な要介護者(次号において「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する</p>

項目	定義	用途例	補足事項
(6) 項口	<p>(参照:生活保護法第38条第2項)</p> <p>11 「乳児院」とは、乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(参照:児童福祉法第37条)</p> <p>12 「障害児入所施設」とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第42条)</p> <p>13 「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助)を行う施設(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設(以下「のぞみの園」という。)及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。)をいう。本項では、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。(参照:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項)</p> <p>14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する「短期入所」を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。本項では、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。</p> <p>15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する「共同生活援助」を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。本項では、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。</p>	<p>する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)</p> <p>(6) 項ハ(5)において「短期入所等施設」という。)</p>	<p>施設(同項イに掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(同項イに掲げるものを除く。)</p> <p>4 入居又は宿泊の状況について、利用者が短期間に入れ替わること等により用途が定まらない場合は、3ヶ月以上の一定期間の実績の平均により判断すること。</p> <p>5 サービス付き高齢者向け住宅等の用途の判定については、食事の提供等のサービスを行っているものは有料老人ホームとして取り扱う。</p> <p>6 (6) 項口(5)の「避難が困難な障害者等を主として入居させるもの」とは、障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の者が概ね8割を超えることを目安として判断する。障害支援区分認定を受けていない者にあっては、障害支援区分を参考しながら福祉部局と連携し、適切に判断すること。</p>
(6) 項ハ	<p>1 (6) 項ハは、(6) 項口以外の施設で、自力避難が困難な者が利用する可能性があることに加え、自力避難が困難とは言い難いものの、避難に当たり一定の介助が必要とされる高齢者、障害者等が利用する蓋然性が高い施設である。</p> <p>2 「老人デイサービスセンター」とは、身体上又は精神</p>	(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム((6) 項口(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護	

項	定義	用途例	補足事項
(6) 項ハ	<p>上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある者又は養護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練及び介護の方法の指導等を供与することを目的とする施設をいう。(参照:老人福祉法第20条の2の2)</p> <p>3 「軽費老人ホーム」とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。(参照:老人福祉法第20条の6)</p> <p>4 「老人福祉センター」とは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。(参照:老人福祉法第20条の7参照)</p> <p>5 「老人介護支援センター」とは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(参照:老人福祉法第20条の7の2)</p> <p>6 「有料老人ホーム」とは老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。本項では、(6)項口に定めるものを除く。(老人福祉法第29条参照)</p> <p>7 老人福祉法第5条の2第3項に規定する「老人デイサービス事業」を行う施設とは、身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある者又は養護者に対し、特別養護老人ホーム等の施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を提供する事業を行う施設をいう。</p> <p>8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」を行う施設とは、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものに対し、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、これらの者の選択に基づき、これらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。本項では、(6)項口に定めるものを除く。</p> <p>9 「更生施設」とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(参照:生活保護法第38条第3項)</p> <p>10 「助産施設」とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊娠婦を入所させて、助産を受けることを目的とする施設をいう。(参照:児童福祉法第36条)</p> <p>11 「保育所」とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする</p>	<p>支援センター、有料老人ホーム((6)項口(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設((6)項口(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして規則第5条第8項に定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして規則第5条第9項に定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設((6)項口(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定</p>	

項	定義	用途例	補足事項
(6) 項ハ	<p>施設をいう。(参照:児童福祉法第39条参照)</p> <p>12 「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育(教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。)及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。(参照:児童福祉法第39条の2参照)</p> <p>13 「児童養護施設」とは、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。(参照:児童福祉法第41条参照)</p> <p>14 「児童自立支援施設」とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第44条参照)</p> <p>15 「児童家庭支援センター」とは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉司等による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等の援助を総合的に行うこととする施設をいう。(参照:児童福祉法第44条の2参照)</p> <p>16 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>17 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、次に掲げる事業を行う施設をいう。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けすることが困難である乳児又は幼児(以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。)であって満3歳未満のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所(当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が5人以下であるものに限る。)</p> <p>(2) 満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所(当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が5人以下であるものに限る。)</p> <p>18 「児童発達支援センター」とは、障害児につき、保護者の下から通わせて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他生活能力の向上のために必要な訓練を供与する施設をい</p>	<p>する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)</p>	

項目	定義	用途例	補足事項
(6) 項ハ	<p>う。（参照：児童福祉法第43条）</p> <p>19 「児童心理治療施設」とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（参照：児童福祉法第43条の2）</p> <p>20 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>21 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>22 「身体障害者福祉センター」とは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。（参照：身体障害者福祉法第31条）</p> <p>23 「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助）を行う施設（のぞみの園及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）をいう。本項では、(6)項口に定めるものを除く。（参照：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）</p> <p>24 「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な便宜を供与する施設をいう。（参照：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項）</p> <p>25 「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。（参照：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項）</p> <p>26 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する「生活介護」を行う施設とは、常時介護を要する障害のある者に対し、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>27 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する「短期入所」を行う施</p>		

項	定義	用途例	補足事項
(6) 項ハ	<p>設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。本項では、(6)項ロに定めるものを除く。</p> <p>28 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する「自立訓練」を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>29 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律5条第13項に規定する「就労移行支援」を行う施設とは、就労を希望する障害者につき、定められた期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>30 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律5条第14項に規定する「就労継続支援」を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>31 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律5条第17項に規定する「共同生活援助」を行う施設とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。本項では、(6)項ロに定めるものを除く。</p>		
(6) 項ニ	<p>1 (6)項ニは、幼稚園や特別支援学校等を利用するものの教育施設である。</p> <p>2 「幼稚園」とは、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする保育所((6)項ハ)とは異なる。</p> <p>3 「特別支援学校」とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。小学校、中学校及び高等学校に置かれることがある特別支援学級は、たとえ独立棟となっていても、含まれない。</p>	幼稚園、特別支援学校	
(7) 項	<p>1 (7)項は、学校教育又はこれに類する教育を行う施設である。</p> <p>2 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学」とは、学校教育法第1条に掲げる学校のうち、(6)項ニに掲げるもの以外のものであって、一般教育を施すものである。なお、短期大学は大学に該当する。</p> <p>3 「専修学校」とは、学校教育法でいう学校以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育</p>	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、消防学校、警察学校、外国語専門学校、情報ビジネス専門学校、調理師専門学校、きもの専門学校、デザイン専門学校、理	

項	定義	用途例	補足事項
(7)項	<p>を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)であり、その設置にあたっては、市町村の設置するものにあっては都道府県の教育委員会、私立のものにあっては都道府県知事の認可を要し、国又は都道府県が設置するものにあっては、認可は必要ない。</p> <p>4 「各種学校」とは、学校教育法でいう学校以外のもので、学校教育に類する教育(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び専修学校の教育を行うものを除く。)を行うものであり、その設置に係る認可については、前述の専修学校と同様である。洋裁学校、美容学校、外国语学校等がある。</p> <p>5 「その他これらに類するもの」には、学校教育法に規定する学校以外のもので、学校と同様な用途に供されるもの、例えば消防大学校、自治大学校、気象大学校等がこれに該当する。</p>	容美容専門学校、予備校（学校教育法第134条に規定するもの）	
(8)項	<p>1 (8)項は、資料を保存する施設である。</p> <p>2 「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。図書館法第29条の図書館同種施設もこれに該当する。</p> <p>3 「博物館又は美術館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮の下に一般利用に供し、その教養調査研究レクリエーション等に資するための施設をいう。</p>	図書館、博物館、美術館、郷土館、資料館、ギャラリー	博物館法第10条の登録の有無を問わない。神社、寺院等において、その所蔵品等を展示して公衆の観覧に供する施設は、宝物殿として独立棟であるなどその独立性が強いときは、本項に該当する。
(9)項イ	<p>1 (9)項イは、公衆浴場のうちいわゆる特殊浴場と呼ばれるものである。</p> <p>2 「蒸気浴場」とは、蒸気浴を行う浴場をいう。</p> <p>3 「熱気浴場」とは、電熱器等を熱源として、高温低湿の空気を利用する浴場をいう。</p> <p>4 「その他これらに類するもの」には、砂湯、蒸風呂等が該当する。</p>	蒸気浴場、サウナ浴場、個室付き浴場（ソーブランド等）	
(9)項ロ	<p>1 (9)項ロは、(9)項イ以外の公衆浴場である。</p> <p>2 「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設をいう。銭湯のほか、鉱泉浴場等がこれに該当する。</p>	銭湯、温泉、酵素風呂	公衆浴場の一部にサウナ浴場が存する場合、用途は(9)項ロの防火対象物として取り扱う。
(10)項	<p>1 (10)項は、停車場や発着場である。</p> <p>2 「車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場」とは、鉄道車両の駅舎(プラットホームを含む。)、バスターミナルの建築物、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定する。</p>	鉄道車両の駅舎(プラットホームを含む。)、バスターミナルの建築物、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等	運転関係者専用又は荷物専用の貨物駅、貨物船埠頭等は該当しない
(11)項	<p>1 (11)項は、宗教上の礼拝施設である。</p> <p>2 「神社、寺院、教会その他これらに類するもの」とは、公衆が集合して宗教上の礼拝を行う施設である。本殿、幣殿、拝殿、社務所、本堂、庫裡、客殿、礼拝堂等がある。</p> <p>神社本庁、教務庁、宗務所、教団事務所のような各教派、宗派、教団などの事務所は神社、寺院等と同一の敷地内に存在して、その神社、寺院等の本来の機能と結び</p>	神社、寺院、教会	1 礼拝のためだけではなく、あわせて結婚式や宿泊のためを利用されているものも含まれるが、それらの用途部分の独立性が強く、もっぱらその用に供

項	定義	用途例	補足事項
(11)項	ついている場合は、本項に該当する。		されているときは、 (1)項や(5)項イに 該当する。 2 寺院等のうち重 要文化財等に指定 されたものは、本項 に掲げる防火対象 物であり (17)項に 掲げる防火対象物 でもあること。
(12)項イ	1 (12)項イは、工業施設である。 2 「工場又は作業場」とは、機械又は道具を使用して、物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいい、工場は、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高度化されたものを指し、作業場はその機械化が比較的低いものを指す。	工場、作業場、学校 以外の敷地に設けた 給食センター、縫製工 場	
(12)項ロ	1 (12)項ロは、スタジオである。 2 「映画スタジオ又はテレビスタジオ」とは、大道具や 小道具を用いてセットを作り映画フィルム又はビデオ テープ等の記録媒体を作成若しくは編集する施設である。	映画スタジオ、テレ ビスタジオ	1 ラジオスタジオ は、(15)項として取 り扱う。
(13)項イ	1 (13)項イは、自動車の車庫や駐車場である。 2 「自動車車庫」とは、道路運送車両法第2条に規定する自動車(原動機付自転車を除く。)を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。自動車の保管場所の確保等に関する法律第2条の保管場所となっている防火対象物はこれに該当する。 3 「駐車場」とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止させるための施設であって、営業用、自家用であることを問わない。	自動車車庫、駐車 場、オートバイ(原動 機付自転車を除く。) の駐輪場、ゴルフ場内の カート格納庫	1 道路運送車両法 第2条第3項に規定 する原動機付自転 車とは、同法施行規 則第1条で定める総 排気量又は定格出 力を有する原動機 によるものをいう。 総排気量又は定 格出力は次のとお り。 (1) 内燃機関を原 動機とするもの であって、二輪を 有するもの(側車 付のものを除く。) にあっては、そ の総排気量は 0.125リットル以 下、その他のもの にあっては 0.050 リットル以下 (2) 内燃機関以外 のものを原動機 とするものであ って、二輪を有す るもの(側車付 のものを除く。) にあっては、そ の定格出力は 1.00 キロワット以下、そ の他のものにあ つては 0.60 キロ

項	定義	用途例	補足事項
(13)項目			ワット以下 2 専業農家、兼業農家がトラクター、コンバイン等を収納する収納舎で個人住宅に附設するものは、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しない。
(13)項目	1 (13)項目は格納庫である。 2 「飛行機又は回転翼航空機の格納庫」とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプター等を格納する施設をいう。	飛行機、飛行船、ヘリコプター、グライダー等を格納する施設	単なる格納だけでなく、運航上必要最小限度の整備のための作業施設を附設することが多いが、一般には全体が本項に該当する。
(14)項目	1 (14)項目は倉庫である。 2 「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。	倉庫、穀物乾燥設備、ジェットスキーやの保管庫	1 物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面については、工作物ではないため、物品の保管の用に供するものであっても、この「倉庫」には含まれない。 2 営業用、自家用であることを問わないが、工場、商店等の附属倉庫は、独立性の強いものを除き、本項には該当しない。
(15)項目	1 (15)項目は、(1)項目から(14)項目までに該当しない事業場である。 2 「事業場」とは、営利的事業、非営利的事業であることを問わず、事業活動がもっぱら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、商事会社、事務所、取引所、美容院、理容院、ラジオスタジオ、発・変電所、ごみ処理施設、火葬場、エステサロン、ネイルサロン、市場（青果・魚）、鍼灸院（あんま、指圧、マッサージ、整体）、犬猫病院、教室（エアロビ、生け花、パソコン、カラオケ）、クリーニング店、コインランドリー、駐輪場、畜舎（牛舎、鶏舎）、ゴルフ場のクラブハウス、モデル住宅、レンタル店（CD、ビデオ、衣装）、写真スタジオ、自動車展示場（販売品の受渡し行為がない）	

項	定義	用途例	補足事項
(16)項イ	(16)項イは、複合用途防火対象物のうち、その一部の用途が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供されているものである。	もの)	
(16)項ロ	(16)項ロは、(16)項イ以外の複合用途防火対象物である。		
(16)の 2 項	1 (16)の 2 項は、地下街である。 2 「地下街」とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に設けられたものとその地下道とを合わせたものをいう。 (法第8条の2)		地下街の中に (1) 項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物が存するとときは、これらの建築物は地下街の部分とみなす。(令別表第1備考2)
(16)の 3 項	1 (16)の 3 項は、準地下街である。 2 「準地下街」とは、建築物の地階(地下街の各階を除く。)で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(特定防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)をいう。		(1) 項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が、準地下街の部分に該当する場合は、これらの建築物又はその部分は、準地下街の部分であると同時に、(1)項から(16)項までのいずれかの防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。(令別表第 1 備考 3)
(17)項	1 (17)項は、文化財又は重要美術品等として指定又は認定された建造物である。 2 「重要文化財」とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及び学術上価値の高い歴史資料(有形文化財)のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるもののが国宝に指定されるため、国宝も重要文化財である。 3 「重要有形民俗文化財」とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(民俗文化財)で有形のもののうち特に重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 4 「史跡」とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 5 「重要な文化財」とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例の定めるところにより指定したものをいう。 6 「重要美術品」とは、重要美術品等の保存に関する法	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡	

項	定義	用途例	補足事項
	<p>律第2条の規定により、その輸出又は移出につき主務大臣の許可を要する歴史上又は美術上重要な価値があると認められる物件（国宝を除く。）で主務大臣が認定したものという。</p> <p>7 「建造物」とは、土地に定着する工作物一般を指し、建築物には限られないと解する。建築物以外のものとしては、独立した門、へい等がこれに該当する。</p>		
(18)項	<p>1 (18)項は、延長 50m以上のアーケードである。</p> <p>2 「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。</p>		延長は、屋根の中心線に沿って測定する。
(19)項	(19)項は、市町村長の指定する山林である。山林とは、山岳山林に限らず、森林、原野及び荒蕪地も含まれる。		
(20)項	<p>1 (20)項は、総務省令で定める舟車である。</p> <p>2 「舟車」とは、船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。（法第2条第6項）</p>		<p>総務省令で定める舟車とは、法第2条第6項に規定する舟車のうち、次に掲げる舟及び車両をいう。（規則第5条第10項）</p> <p>(1) 総トン数 5トン以上の船で、推進機関を有するもの</p> <p>(2) 鉄道営業法、軌道法若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の規定により消火器具を設置することとされる車両</p>

